

公職選挙法の一部を改正する法律案要綱

第一 公職の候補者による日中の戸別訪問の解禁等

一 公職の候補者（衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者で当該選挙と同時に行われる衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者である者以外のものを除く。）は、午前七時から午後七時までの間に戸別訪問をすることができるものとする。 （第百三十八条関係）

二 選挙運動のための街頭演説等を行うことができる時間帯について、一の時間帯と同様とすること。

（第百六十四条の六第一項等関係）

第二 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行すること。 （附則第一項関係）

二 その他所要の規定の整備を行うこと。